

神の民としての信徒論

— 現代の宣教的教会論構築のための一試論(1) —

江 藤 直 純

序

教会の本質とその働きとは何かという問いをめぐってのさまざまな考えは教会論として論じられる。それはまた教会に託された宣教（ミッションの意。広義の伝道）^①に関する議論とも密接不可分である。そして、これらの教会と宣教とをめぐる神学的考察は今世紀に大きな発展を見た。「二十世紀は教会の世紀」と言われる所以である。第二次世界大戦後には、プロテスタント陣営では世界教会協議会（WCC）が設立され、また世界的な教派の伝統がそれぞれ、たとえばルーテル世界連盟（LWF）のように、組織的なまとまりを作りながら、宣教の現場での格闘の反省をしつつ、その教派の神学的特徴を伴った宣教論を深めてきた。他方、ローマ・カトリック教会も、約百年ぶりに、1960年代前半に第二バチカン公会議を開き、「アジョルナメント（現代化）」をスローガンに、神学と実践の両面にわたって自己点検をし新しいヴィジョンを明確に打ち出した。

そのような大いなる教会史の流れの中で刮目すべきことのひとつは、クレマーの言葉を使えば「信徒の発見」である。「信徒の発見」などと大仰な、何をいまさらというのが大方の反応かもしれない。教会の歴史のそもそもの最初から信徒は存在していたのではないと言われれば、まさにその通りである。^② 現に今教会の内外で信徒が活躍し貢献しているのではないかと言えば、それもその通りである。しかし、その存在と貢献は神学的にどのような意味で認められ、意義づけられているのだろうか。したがって、実践的にどのような扱いを受けているのだろうか。その評価や位置づけは適切だろうか。

筆者自身をはじめ今日少なからぬ教会人たちが、二十一世紀のキリスト教の

命運は信徒の力が宣教と教会形成に十分に生かされるか否かにかかっていると確信しているが、それが単なる思いこみではなく、そう考えるのが教会史から見て、また教会論・宣教論上の必然的な筋道であることを、明らかにすることが本稿の目的である。

1. 信徒論が論じられる神学的、教会的脈絡

「今、教会は信徒を中心とした教会に変わろうとしています。これはおそらく歴史上初めてのことでしょう。また、これほど多くのよく教育された献身的な信徒が教会の中に存在するのも、以前には見られなかったことです。」⁽³⁾ この一文が、ヒエラルヒー（位階制）をその本質的特徴とすると自他共に認識してきたカトリック教会の中で出された本だというので、大きな驚きをもって受け取られている。このような先鋭的な判断がアメリカの一神学教授の発言だけではないことを、二十世紀のカトリック神学を代表する学者の一人、イヴ・M・S・コンガールの『信徒の神学序説』（1953年）の中での次の言葉が示している。「信徒はつねに教会のなかで副次的な秩序を構成している。しかし、それが有機的・積極的な構成員であることの意識、およびその権利と活動とを回復しようとする機運が、漸次高まってきている」⁽⁴⁾。これは第二バチカン公会議の少し前の状況である。

1) プロテスタントの場合

「万人祭司」、正確には「全信徒祭司性」を掲げるプロテスタントにとってはこのようなヒエラルヒー中心あるいは教職中心とは無縁などと思ってはならない。H. クレーマーはその著『信徒の神学』の冒頭でこう述べている。「信徒性、すなわち、教会の教職以外の会員の問題は、かつて教会史において特別な神学的重要性と意義をもつ事柄として、注意深く徹底的に取り扱われたことはない」⁽⁵⁾。もちろん、教職者、つまり按手され聖別された牧師職の訓練・準備・機能および身分については神学者たちがそれこそ情熱と能力を傾けてきたことは衆知のとおりである。「しかし信徒の位置や意義を、教会の本質や召命その

ものに内在する問題として基礎づけ・動機づける体系的な試みは、まだなされることがない⁶⁾。またこうも言っている。「信徒は、教会において偉大な、しばしば決定的な意義をになってきたのであるが、しかも教会の自己理解において、信徒が真に神学的に適切な配慮を受けたことはなかったという驚くべき事実を、私たちは見出すだろう⁷⁾と。さらにまた、プロテスタント内でも教職に神学的注意が集中しているのは監督制であれそうでない教会であれ、いずれにも当てはまると思はれる。ということは、カトリックであれ、プロテスタントであれ、この五百年は事情は本質的にはあまり違っていないということになる。

しかし、第二次大戦後、新しい動きが澎湃として起こってきた。WCCにも「信徒」部が設けられ、H. R. ウェーバーが幹事として「信徒をこの世に生きる神の民として捕らえ、世界中を巡って、信徒運動の展開に貢献した」(竹中正夫)⁸⁾。1950年代半ばから60年代初頭にかけての時期である。クレーマーが言う「平信徒は教会の用いられない凍結された資産である」というスローガンがスローガンに終わらないよう、むしろ積極的に生かされるような働きかけが随所で起こってきた。時期的にも内容的にも、エキュメニズムの展開と信徒論の展開とは軌を一にしているようである。

2) カトリックの場合

これと相呼応する形で、カトリックでは1962年から四年間かけて第二バチカン公会議が開かれる。そこで『教会憲章』と『信徒使徒職に関する教令』が他の十四の公文書と共に相次いで発表された。そこでのもっとも特徴的なことは、教会論を論じる順序あるいは構造である。『教会憲章』は全8章の最初が「教会の秘義について」、それに続く第2章が「神の民について」、その次に「教会の位階制度、特に司教職について」、第4章が「信徒について」、そして第5番目に「教会における聖性への普遍的召命について」が来る。教会の本質とその継承における聖職者の中心的意義と、教皇—司教—司祭—信徒という縦の線の強調にカトリック教会の特性があると思いきんできた者には、新鮮な驚きなどという表現では足りない。キリスト信者の根本的・中心的な召命は、

洗礼によって、神の民と呼ばれ、その恵みと使命を受けたことにあるとの新しい強調がここにある。「人々の中から選ばれた大司祭である主キリストは、新しい民を、『ご自分の父ならびに神のための王国および司祭とされた』。すなわち、洗礼を受けた者は、再生と聖霊の塗油とによって、靈的な家および聖なる司祭職となるよう聖別されるのであって、それはかれらがキリスト信者のあらゆるわざを通して靈的いけにえをささげ、やみからご自分の感嘆すべき光へとかれらと呼ばれたもうたかたの力を告げるものとなるためである」⁽⁹⁾と洗礼によって信者全員がいただく尊敬と使命を、明確に述べている。使徒の後継者としての司教の特別な役割が変わったわけではないが、「信徒の共通司祭職」および「信徒使徒職」という画期的な考え方が導入され、信徒の共通司祭職と職位的または位階的司祭職の相違を維持しつつも、「相互に秩序づけられているもので、それぞれ独自の方法で、キリストの唯一の司祭職に参加している」としている。⁽¹⁰⁾

3) 説教職とのかかわり

上述のように、従来は教会論が論じられるときに、教職論が併せて論じられても、そこで共に信徒論が論じられるということはなかったといってよい。しかし、ここに明らかになったように宣教の使命を委託された「総体としての神の民」が論じられ、その大きな脈絡のなかで教職論も信徒論も論じられなければならないということがいまや当然となったのである。このことは説教職としての教職論を論じるときも宣教論、その文脈での教会職務制度論を考えるのであって、固定的な教会秩序論ないし教職論からではないという加藤常昭氏の明快な立場⁽¹¹⁾によっても支持される。

ルター派の教会内の議論において『アウグスブルグ信仰告白』が四条で信仰義認について述べ、五条でその福音の説教職が続き、六条で服従、第七条が教会とその一致が論じられるという順序になっていることを論拠に、教職論の教会論（信徒論も含め）への優先を論じる向きもあるが、肝心なのは福音宣教ないしみことばが宣べ伝えられることである。ルター派の中でも穏健ないし保守

的な神学に属すると思われるC.ヴィスロフもこう言う。「宗教改革者たちは、まず第一に、みことばを重要視した。教会は、『みことばがだれかによって宣べ伝えられる』（アスマルク）ためにのみ、その職務を存続させるべきである。すなわち、その職務はみことばの職務なのである。みことばの職務は、なにかひとつの職務が独占する特権なのではない。宗教改革期には、信徒の説教というのは、ほとんどなかったし、また、牧師たちの説教もお粗末なものであったが、宗教改革者たちは、根本的には神のことばを説教することは、すべてのキリスト者の権利であるという明確な概念を抱いていたのである。」⁽¹²⁾

本論においてわれわれは、福音宣教をみことばの説教を中心としつつもさらに広く論じるつもりだが、説教を論じる際にもこのようにみことばの職務の根本に、すべてのキリスト者に課せられた宣教の務めという考えがあることをよくよく理解しておかなければならない。もちろんその上で、具体的には正規の召命による説教者とその秩序についての議論や定めが出てくるだろう。

4) 信徒使徒職

「全信徒祭司性」を掲げながら「全信徒司祭制」ではないという但し書きを余りに性急につけて、説教職論を固めてしまうと、「全信徒」に託されている（あるいは、命じられている）祭司の務めについて、教会の中で、すなわち教職も信徒自身も、しっかりと受け止めになくなり、したがって信徒であることの本質である「祭司性」を深く考察し、さらにはそれを展開するために必要な訓練をするという営みが十分になされづらいし、実際歴史的にもそれは十分にはなされてこなかったといううらみが残ることを否定できない。

むしろ、第二バチカン公会議が明快に打ち出した「信徒使徒職」という主張に真剣に耳を傾けなければならない。「使徒職」とは何か。『信徒使徒職に関する教令』は冒頭にこう定義している。「教会がつくられた目的は、父なる神の栄光のために、キリストの王国を全地に広め、すべての人をあがないによる救いにあずからせ、かつその人々を通して全世界を実際にキリストへと秩序づけるためである。この目的に向けられた神秘体の活動はすべて『使徒職』と呼ばれ

るのであって、教会はこの使徒職を全枝体を通じ、それぞれ異なった方法によって実行する。」⁽¹³⁾そして、この働きに信徒がみな参与することが信徒であることの必須の要件であることをさまざまな表現で述べている。「事実、キリスト者としての召し出しは、そのまま使徒職への召し出しでもある。」「教会の中には種々の役職があるが、使命はただ一つである。使徒とその後継者は、主の名によって教え、聖化し、治める任務をキリストから受けた。ところで、信徒もまたキリストの司祭職、預言職、王職にあずかる者であり、教会と世間において、神の民全体の使命における自分の役割を果たすのである。」「信徒は福音の宣布や人々の聖化に尽くすとき、また福音の精神を世間に浸透させ、その秩序を完成するよう働くとき、使徒職を實踐する。」⁽¹⁴⁾

これ以上引用を重ねる必要はないだろう。使徒その後継者（教皇、司教）、あるいは司祭たちの固有の役割は保持しつつ、神の民の一員である信徒が神の民総体に与えられている使徒職を担うように教えられているのである。ここには、教会のお客さま、ないし、受け身一方の信徒像はない。「生きたからだの組織において、どの枝体もただ単に受動的にあるのではなく、むしろからだの生命と活動に参加しているように、キリストのからだ、すなわち教会においても、全体は『おのおの枝体に応じる働きによって成長する』（エフェソ4：16）のである。」⁽¹⁵⁾

ルターが「要するに、すべてのキリスト者は祭司であり、すべての祭司はキリスト者である」「キリストが祭司であるゆえに、キリスト者は祭司である」⁽¹⁶⁾と言って「全信徒祭司性」を打ち出したときに彼が考えていた「祭司」の務めとは何か。司祭は以下の七つのことをするべく任じられていると言う。すなわち、①御言の奉仕 *ministerium verbi dei* つまり、教えること、説教すること、②洗礼を授けること、③聖餐を捧げ、もしくは執り行うこと、④罪を帰したり、赦したりすること、⑤他の人たちのために祈ること、⑥ささげものをする事、⑦あらゆる教えと霊について判断すること。⁽¹⁷⁾繰り返しになるが、これらの務めを託されているのはキリスト者の総体である。ただし、その具体的な執行に際して教会の秩序をどのように立て守るかはもちろん検討されなければ

ならないが、本来誰に、どこに託された務めであるかは、しっかりと確認されなければならない。

2. 教会とこの世界との関係

1) 二重性と二分法

神の民としての信徒論を考える際に理解しておかなければならないもうひとつのことは、教会とこの世界との関係である。教会の働きの中心を礼拝だとすることに誰も異存はないだろうが、その礼拝は、招きの言葉で始まり、派遣の言葉で終わる。たとえ、司式者の語る言葉がその通りでなくても、その礼拝全体の構造は必ずそうである。召集と派遣は、エクレスシアとしての教会とディアスポラとしての教会という教会の二つのありように対応しているし、だからこそそこから「礼拝する教会が宣教する教会であり、宣教する共同体が礼拝の共同体である、ということです」⁽⁸⁾ということが演繹される。

これはまた、教会の本質的な使命であるミッションとエヴァンジェリズムの二重性とも対応する。前者が、神のこの世界での働き、つまり創造と救済の完成に向けての働き（ミッシオ・デイ）に参加することであり、それゆえに当然外向的、また遠心的である。これに対して、後者は、人々を福音の言葉によって救い主また主であるキリストを示し、信仰を勧め、また神礼拝（＝神奉仕）の群れに加わるよう招くのだから、これは内向的、求心的と言える。神の民のありようはこのどちらかを欠くものであってはならないのである。

この世界を考えると、古くからキリスト教の中でなされてきた二分法によって、聖と俗に区分する発想が根本的に問い直されなければならない。ボンヘッファーは「二つの領域という考え方」という『倫理』の中に収められている文章で「神的な、聖なる、超自然的、キリスト教的」と、「この世的、俗的、自然的、非キリスト教的」という分け方を、「キリストにある現実」というまったく新しい光のもとに見直すとき、もはやこの二分法は意味をなさないということのみごとに論じている。⁽⁹⁾ われわれはこのキリスト論的な現実世界理解を基本に据えなければならないことに同意する。この理解抜きには、世界を二種

のものに分け、聖なる領域を俗なる領域から区別し、一方を他方に優るものとし、信徒の生きる領域を聖職者のそれと比べて劣るものと位置づけることになるのである。教会の歴史はその二重性を熟知している。

2) セクラの中で

同時に、しばしば聖と俗と対概念でとらえてきた俗という言葉もその語義を正確に理解することで、われわれの世界理解に修正が迫られる。聖（サクラ sacra）に対してセクラ saeculum を対置するのは誤りである（ちなみに、聖に対する俗はむしろプロファネス profanus である）。そもそも、セクラの元来の意味は「時間、歴史、世代」といったことである。そこを神が支配し、その中で人間が生き、そこで神のみ旨が実現されていく舞台である。このセクラの只中にキリストは受肉された。カトリックの思想家犬養道子はその著『生ける石・信徒神学』の中でセクラについてこう述べている。「この、三位一体の内深くに抱かれた計画は、人間と万物万象がその中を歩み、歩みつつつくる時間と歴史（人間文化文明を当然抱く）の中で、人間の協力を得て少し実現されてゆくことを、全智の神は望まれた。（もっと言うなら、純粹に靈的な、永遠の神のみむねは、可見の人間と、人間界の一切の活動と、万象と言う物質を通して、それらの協力を得て、そのただ中を通して、時間の内に実現される。）」⁽²⁰⁾

われわれの神学はこの短い文章に表現された考えのうち「神のみむね」が「時間の内に実現」されるということと、しかもそのためには「人間と、人間界の一切の活動と、……物質を通して」、かつ「それらの協力を得て」「実現される」ということとに、敏感に反応し、ただちに危険信号を発し、警戒警報を鳴らすのではないだろうか。なぜなら、神の国の実現は終末の出来事であり、けっしてそれ以前に、つまりこの世界で時間の内に完成はないという立場を取っており、また神人協力説を断固として教条的に退ける立場から、人間の協力を歴史の完成のために必須不可欠な要素とは主張しない。そうすることは神の絶対的な主権の侵害であり、人間の深刻な罪性を深く理解しない、あまりにも楽観的な人間中心主義であり、かつての自由主義神学の轍を踏むものという

非難を浴びよう。

もちろん、今日のエキュメニカルな宣教学は、伝道への招きは選択の余地のない服従への招きであること、宣べ伝えと証しへの招きは神の国を宣べ伝えること、その福音は生活のすべての分野に向けての福音であることを認識しているし、「教会は、この地上に生きる貧しい人々とのかわりの中で、伝道と社会活動とを分離する伝統的な二元論を克服することを新たに学びつつある。『精神的な福音』と『物質的な福音』は、イエスにおいては一つの福音であったのである。」⁽²⁾ と言い切っている。この宣教理解がエキュメニカルな教会側の主流であることは、たとえばWCC世界宣教・伝道委員会編『現代の宣教と伝道』といういわば学習書を見ても明らかである。多くのプロテスタント教会にとって、程度の差はあっても、共通の今日的宣教理解であろう。しかし、ここには、犬養が書いているような、ということはローマカトリックに見られる、踏み込みはない。

3. 義認論とのかかわり

プロテスタント・エキュメニカル神学にとってのもうひとつの内的課題は、「義認論」を「教会ガ立チモシ倒レモスル条項」(シュマルカルド条項)としてその教義の中心また根底に据えたのは正しかったが、そのことを宣べ伝えることこそが、それゆえ、そのことのみが教会の使命だと制限的、限定的に理解してきたことのとらえ直しである。また、併せて、教会論を「福音が正しく宣教され、聖礼典が正しく執行される」ところと、アウグスブルグ信仰告白(CA)七条に定義されていると自己理解してきた。そうであるならば、それ以外の仕事はあくまでも二次的ないし補助的、悪くすると、非本来的な働きということになる。神の働きを律法と福音の二本柱で捕らえるとき、律法を「異なるわざ」(opus alienum)ないし非本来的わざ、福音を「本来的わざ」(opus proprium)と呼んできたではないか。だから教会の働きとは神の本来的なわざである福音を宣べ伝えること、すなわち、罪の赦しを告知することだと、事実、そのように一般的には理解されてきたのではなかつたらうか(少なくとも

も、日本のルーテル教会においてはそういえるだろう)。しかし、このCA七条は、その見出しが示すとおり、「教会とその一致のため」の必要条件であって、教会の務め、すなわち今日言うところの神の働き (missio Dei) を意図的また全体的に扱ったものではない。七条はこう言う、「また、次のように教える。唯一の聖なるキリスト教会は、……それは、全信徒の集まりであって、その中で福音が純粹に説教され、聖礼典が福音に従って与えられる。……」⁽²²⁾ このことは、教会のなすべき働きをあの二つに限定するものではないし、あの義認論に基づいた包括的な宣教論を展開しているのでもない。むしろ、「第一にして主要な」条項である義認論という土台のうえにいかなる宣教論を構築するかは、むしろその後の教会、端的に言えばわれわれに与えられている課題なのであり、いまだ十分に展開されていないが、どうしてもやらなければならない課題である。繰り返すが、第一にして主要であることと、それに尽きるということとは別の事柄である。

そもそも義認論は、それが神学の中心という以上、それが本来持つべき広い射程を自覚的に展開してきたであろうか。1998年までに公けに宣言するために最終的な詰め作業がなされている「義認の教理に関するルーテル教会とローマカトリック教会の共同宣言」草案には、その展開の広がり、豊かさのゆえに、その上に今日的宣教論を構築する土台となり得ると期待できる。これについてはテキストが確定した時点で新たに稿を起こしたい。⁽²³⁾

プロテスタント神学にも、たとえばボンヘッファーのように「この世性」の積極的な評価、意義づけをし、「究極のこととしての『義認』」をまさに究極的に価値あることとして死守しつつ (プロテスタントとして、ルター派として、このことはどれほど強調しても強調し過ぎることはないが)、それにもかかわらずではなく、それゆえにこそ「究極以前の事柄」を宣教の課題として教会に提示する神学はある。⁽²⁴⁾ しかし、多くのプロテスタント宣教論はキリストに服従する生き方、またそこでの証しをその目標として示すが、それも救済史全体の中でより肯定的な表現で明示しているだろうか、また必要ないのであろうか。「キリストの苦難への参与」という真理はそれ以上積極的に「時間のうちに

この地上に神の国をもたらすための神の働きへの協力」と言い切ることはできないのだろうか。後述する「社会の福音化」といった概念とともに、プロテスタント宣教論へのカトリック神学・宣教論からの大きな挑戦である。

4. 社会の福音化

第二バチカン公会議の『宣教活動に関する教令』に続いて、その十年後に開いたシノドスを受けて教皇パウロ六世の名によって発表された使徒的勧告『福音宣教』（1974年）は、明らかに従来の布教、すなわち、直接に言葉で、イエス・キリストとその救いの神秘について宣べ伝え、人々を洗礼に導くことよりも広い概念で福音宣教をとらえている。『福音宣教』に明示されている定義を見てみよう。「福音宣教とは、“良い知らせ”を人類のすべての階層にもたらし、“私はすべてを新たにします”とあるように、人類を内部から変化させ、新しくするという意味をもっています。……ですから、福音宣教の目的は明らかに、この内的変化であります。」（勧告18）⁽²⁵⁾。洗礼を通し信徒を獲得していくことにとどまらず、人の心、文化、社会、歴史などの人類の内部にまで浸透して、それを内部から変化させ、「メッセージの神聖な力によって、人々の個人的な、集団的な良心、彼らが従事する活動、彼らの生活や具体的環境を変えようと努める」（18）、また「神のみ言葉と救いのご計画にそむく人間の判断基準、価値観、関心のまと、思想傾向、観念の源、生活様式などに福音の力によって影響を及ぼし、それらをいわば転倒させること」（19）を、福音宣教と考えている。そして、これらの働きを「社会の福音化」「文化の福音化」と呼んでいる。

この文脈の中で、つまりこのような福音の宣教理解の中でこそ、「時代と社会」（セクラ）を生きる信徒が、神の使命の遂行の中で、あるいは福音宣教を展開する中で、積極的な、否、なくてはならない存在として意味をもつと思われる。

今ここでカトリック宣教論とエキュメニカル宣教論との全体的な、また詳細にわたる比較検討をするゆとりはない。しかし、求心的伝道論ではなく、神の民としての信徒がこの世界の中へと派遣される遠心的宣教論の展開の中では、

彼らの働きの意義づけが積極的になされなければ、果たして（少数精鋭だけでなく）世界に生きる広範なキリスト信徒を福音宣教に動員（mobilize）できるものだろうか。

5. 世界の中の信徒の役割

1) ひとりのみ司祭。みな、司祭。ある人々が、司祭。

本稿の題名が示すとおり、われわれは信徒をまず何よりも神の民として捕らえた。そして、神の民総体に与えられている神の宣教の使命への参与を、ことに祭司職に焦点を当てながら、信徒の役割だと理解してきた。ルターが全信徒祭司性を唱え、第二バチカン公会議が信徒使徒職を強調したことを、積極的に受け止めたいと考えている。コンガールが紹介した「ひとりのみ司祭。みな、司祭。ある人々が、司祭」という印象的な表現は⁽²⁶⁾ キリストの祭司職に基づき、すべての神の民が祭司とされ、かつ特定の人々がキリストのからだである教会の中で祭司職を務めるために司祭に任じられている三重の構造を描き出している。これはルターの全信徒祭司性の場合も、すべてのキリスト者が祭司とされながら、ある特定の人々が教会の秩序の中で、正規の召しにより司祭職（教職＝牧師）として任を受けている事情と呼応する。

このような教会構造の中で、では、信徒の特性はどこに見出したらよいのだろうか。ここでもまた、『教会憲章』の中での信徒理解に注目したい。カトリック教会においては第二バチカン公会議に先立ってすでに1957年には教皇ピオ十二世が大胆にもこう述べている。「信徒（司祭及び修道者〔女〕をのぞく）こそは今日、教会の最前線にある。彼らを通してだけ、教会の生命のダイナミズムは人間社会全体にさし出される……教会と世界・社会とのかわりあい、ひとり信徒によってのみなされる」。⁽²⁷⁾ プロテスタント教会もここまではっきりと福音宣教と信徒性の関係を言い切っているだろうか。

『教会憲章』の第4章「信徒について」の項を見てみよう。信徒とは誰か、「すなわち、洗礼によってキリストに合体され、神の民に加えられ、自分たちの様式においてキリストの司祭職・預言職・王職に参与するものとなり、教会

と世界の中で自分の本分に応じてキリストを信ずる民全体の使命を果たすキリスト者のことである。」「信徒の独自の召命は、現世的な事がらに従事し、それらを神に従って秩序づけてゆくことによって神の国を追求することである。」⁽²⁸⁾ ここには明らかに、この世界内を生きることと、それぞれのあり方（専門性・職業・結婚や家庭・その他もろもろ）を通して「時代と社会」つまりセクラを生き、働き、存在することこそが信徒の特徴として認められている。

2) 創造と救済の完成を目指す歴史

この世界こそが神の創造になるものであり、神が愛し、その中でキリストが受肉し、あがなった世界であり、終末に至るまで今なお創造と救済の完成に向けて神が聖霊を通して働いておられる場である。この理解が強固にあるときのみはじめて以下の信徒の働きについての理解が意味をもつ。つまり、その世界の中であって、「自分の本分に応じて」「現世的な事がらに従事し」つつ、「神に従って秩序づけてゆく」ことをしながら「神の国を追求」する。さらに、これらの生活そのものが神への霊的いけにえ、捧げ物である。だから、『教会憲章』34項はこう述べる。「このように信徒もまた、いずこにおいても聖なる行ないをもって神に礼拝をささげる者として、世そのものを神に奉獻するのである。」⁽²⁹⁾

「世そのものを奉獻する」ということは、別の言葉で言えばこうなる。「信徒は世俗の事がらに関する自分の才能と、キリストの恩恵によって内的に高められた自分の働きとを活用して、被造物が創造主の与えたもうた目的と神のみことばによる照らしに従って、人間の働き・技術・文化によって、すべての人の益のために開発され、より正しく人々に分配され、人間とキリスト者の自由における全体の進歩のために、そればかりに役立つものとなるように努力しなければならない。こうしてキリストは教会の枝体を通して人間社会全体をその救いの光をもってますます照らされるであろう。」⁽³⁰⁾ このようにして、「信徒の使徒的活動（信徒使徒職）はまず第一に日常生活そのもの」⁽³¹⁾ となる。

ルターの「ペルーフ（召命）としての職業」観も信徒の日常生活に極めて積

極的な意義を与えたが、ここにおけるようにその日常生活が神の全世界・全人類への計画と導きのもとにあるということが合わせて言われるときに、日常生活が信徒のミッションとして、つまり信徒使徒職として明言できることになる。

『教会憲章』第4章は、続けて信徒の働きを、司祭その他の教職者と協力して個々の教会活動を通して福音宣教を行なうこと、さらに、教会の中で、その賜物にしたがって、公的に教会職務に就くことが挙げられている。この二点についてはルーテル教会の実践的課題と結びつけて稿を改めて論じたい。

世俗性あるいはこの世性をその最大の特徴とする信徒の福音宣教にかかわる働きは、神の世俗性あるいはこの世性（神がこの世界を愛し、深くかかわる）とこの世界の神的起源（神による創造）と目標（終末における神による創造と救済の完成）とが前提として明確に掲げられるときにはじめて積極的な意味を持つ。したがって、神の民としての信徒論を包括的な宣教論とのかかわりで展開するためには、どうしても神と世界との関係を肯定的に論じなければならないし、それは義認論によって可能となると信じる者である。義認論に深く根ざす包括的宣教論を次号で展開したい。

注

- (1) 今日、キリスト教界では一般に伝道・教育・奉仕（癒し）を、包括する働きを宣教 mission と呼び、キリスト教の福音を宣べ伝えて、回心を促し、キリストへの信仰告白をし、洗礼を受けて、キリスト者となることを求めていくことを伝道 evangelism と称する。しかし、石居正己、熊沢義宣氏たちはミッションを伝道と逆に呼ぶことを提唱している。熊沢義宣「伝道」、小口・堀監修『宗教学辞典』（東大出版会、1973年）を参照。なお、カトリック教会ではミッションあるいはエヴァンジェライゼーションを福音宣教、狭義の伝道を布教と呼ぶことが多い。
- (2) H. クレーマー、小林訳『信徒の神学』（新教出版社、1960年）、1、2章。また H. R. ウェーバー、村山訳『信徒と教職 — 初代教会の視点から —』（日本基督教団出版局、1973年）参照。
- (3) L. ドゥーハン、松本訳『信徒を中心とした教会』（女子パウロ会、1994年）、11頁。

- (4) クレーマー, 前掲書, 12頁。
- (5) 同上, 9頁。
- (6) 同, 55頁。
- (7) 同, 11頁。
- (8) ウェーバー, 前掲書, 2頁。
- (9) 第二バチカン公会議, 日本司教団秘書局訳『教会憲章』(中央出版社, 1967年) 21頁。
- (10) 同上。
- (11) 加藤常昭『説教論』(日本基督教団出版局, 1993年) 59~77頁。
- (12) C. ヴィスロフ, 鍋谷・宮本訳『説教の本質』(聖文舎, 1970年) 48頁。
- (13) 第二バチカン公会議, カトリック中央協議会『信徒使徒職に関する教令』(中央出版社, 1966年) 6頁。
- (14) 同上。
- (15) 同上。
- (16) ルター「教会の教職の任命について」『ルター著作集』第1集第5巻(聖文舎, 1967年) 371-2頁。
- (17) ルター「教会のバビロン虜囚について」『ルター著作集』第1集第3巻(聖文舎, 1969年, 216頁。
- (18) 今橋朗『礼拝を豊かに』(日本基督教団出版局, 1995年) 14頁。
- (19) D. ボンヘッファー『現代キリスト教倫理』(増補版)(新教出版社, 1978年) 87頁以下。
- (20) 犬養道子『生ける石・信徒神学』(南窓社, 1984年) 35-6頁。
- (21) WCC 世界宣教・伝道委員会編, 松田訳『現代の宣教と伝道』(新教出版社, 1991年) 119頁。
- (22) 信条集専門委員会訳『ルーテル教会信条集《一致信条書》』(聖文舎, 1982年) 38頁。
- (23) Lutheran World Federation/Pontifical Council for Promoting Christian Unity, *Joint Declaration on the Doctrine of Justification*, Geneva, 1996.
- 依然最終稿をめぐる作業が進行中である。
- (24) ボンヘッファー, 前掲書, 107頁以下。
- (25) 松本三朗『神の国をめざして』(オリエンズ宗教研究所, 1990年) 158頁から引用。日本カトリック宣教研究所『福音をのべ伝える 解説エヴァンジェリ・モンチアンディ』(カトリック中央協議会, 1990年) も合わせて見ること。
- (26) 犬養, 前掲書, 3頁。
- (27) 同, 184頁。
- (28) 前出『教会憲章』57頁。
- (29) 同, 61頁。

30) 同，63-4頁。

31) 松本，前掲書，57頁。